褥瘡発生予防に関する指針

社会福祉法人　久楽会
特別養護老人ホーム金澤備中

１．　褥瘡発生予防に関する基本的な考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクが存在する。特に入所施設を利用する高齢者には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多く見られ、そのリスクは高いと考えられる。

当施設では、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切なケアの実施に努める。

２．　褥瘡発生予防のための基本方針

（１）褥瘡発生予防に対する体制の整備当施設では、褥瘡発生の予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については委員会で検討する。

（２）多職種協働によるチームケアの推進各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

（３）職員に対する教育・研修褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的に実施し、職員の教育に努める。

３．　褥瘡発生予防に関する体制

（１）褥瘡対策委員会の設置

①　設置目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

②　褥瘡予防対策担当者

褥瘡対策の担当者は、看護職員より選出し、サービス担当者会議等への出席や、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。なお、担当者は、看護業務等の他の業務との兼務も可能とする。

③　褥瘡対策委員会の構成

ア）施設長

イ）生活相談員

ウ）介護支援専門員

エ）看護職員

オ）介護職員

カ）管理栄養士

この委員会の責任者は、施設長とする。

④　褥瘡対策委員会の開催

定期的に３ヶ月に１回開催すると共に、必要時には随時開催する。

⑤　褥瘡対策委員会の役割

⑥　ア）施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防体制の確立に関すること

イ）褥瘡予防に関する情報の収集に関すること

ウ）施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関すること

エ）褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関すること

オ）職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること

カ）その他、当施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

４．　褥瘡発生予防に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

（施設長）

・褥瘡発生予防の総括管理

（生活相談員・介護支援専門員）

・褥瘡ケア計画に基づくチームケア

・外部専門機関との連絡調整

・家族への対応

・褥瘡発生予防の取り組みと体制作り

（看護職員）

・医師または協力病院との連携

・褥瘡処置への対応

・褥瘡ケア計画の作成と経過記録の整備

・個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫

・褥瘡発生予防の計画立案

・職員への指導

（介護職員）

・きめ細やかなケアと衛生管理に努める

・ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持

・個々に応じた体位交換と安楽な座位の工夫

・褥瘡の状態観察と記録の整備把握

・苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション

・褥瘡発生予防の取り組み

（管理栄養士）

・褥瘡の状態把握と栄養管理

・栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理

・食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

（医 師）

・定期的な診察、処置方法の指示

・看護職員との連携

5． 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生の予防と早期発見・治療のため、以下によって対応する。

① 入浴・おむつ交換での全身観察

② エアマットの設置及びポジショニングマットの検討

③ 皮膚科受診

④ 栄養状態

・食事摂取状態の記録等、総合的な栄養アセスメントで評価

・定期的な採血（アルブミン値等）により評価

・栄養強化

6． 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携しスキルアップを図る。

7． 褥瘡発生予防のための職員研修に関する基本方針

より高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図る。

① 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施

② 職場外研修や講習会への積極的な参加

8． 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族が自由に閲覧できるように事業所内に常に設置するとともに、法人のホームページにも公表する。